

航 空 自 衛 隊 仕 様 書				
仕様書の 種 類	内容による分類	プログラム仕様書		
	性質による分類	個 別 仕 様 書		
物品番号		仕 様 書 番 号		
品 名 又は 件 名	飛行場管制訓練装置 ----- プログラム維持	3補LPS-X P 6 9 0 2 6 - 1		
		大 臣 認	令和	年 月 日
		作 成	令和	7 年 2 月 2 5 日
		改 正	令和	8 年 9 月 1 7 日
			令和	年 月 日
		作 成 部 隊 等 名	第 3 補 給 処	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、飛行場管制訓練装置のプログラム維持について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる主な用語及び定義は、C&LPS-E00037, C&LPS-Y00007, C&LPS-Y00009, C&LPS-Y00010及びJ. T. O. 00-5-17 によるほか、次による。

1.2.1

開発環境

プログラム改修又はプログラム修正において、ソース・プログラム及びプログラム・ドキュメント等を基に、契約の相手方が仕様書で要求した内容の納入物を作成し、試験及び評価するための器材環境一式（試験において現地環境を模擬するために必要となる設定ファイル及びパラメータ等を含む。）

1.2.2

著作権等

技術資料の著作権（著作権法第21条から第28条に定めるすべての権利）及びその他の権利

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。ただし、入札書又は見積書の提出後引用文書に改正等があり、適用させる必要がある場合は、分任支出負担行為担当官（以下、“分支担当官”という。）を通じて調達要求元と協議する。

なお、引用文書に定める内容が、この仕様書に定める内容と相違する場合（法令等を除く。）は、この仕様書に定める内容が優先する。

a) 規格

JIS P 0138 紙加工仕上寸法

品 名	飛行場管制訓練装置 プログラム維持
-----	-------------------

JIS Q 9100 品質マネジメントシステム－航空，宇宙及び防衛分野の組織に対する要求事項

JIS X 0001 情報処理用語－基本用語

JIS X 6282 情報交換用120mm 追記形光ディスク（CD-R）

JIS X 6249 80mm（1.46GB／面）及び120mm（4.70GB／面）DVDレコーダブルディスク（DVD-R）

b) 仕様書

DSP Z 9008 品質管理等共通仕様書

C&LPS-E00037 通信電子関係物品包装共通仕様書

C&LPS-Y00007 調達品等一般共通仕様書

C&LPS-Y00009 プログラム等一般共通仕様書

C&LPS-Y00010 整備技術利用共通仕様書

c) 法令等

著作権法（昭和45年法律第48号）

装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）〔防装庁（事）第137号令和4年3月31日〕

情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）（装プ武第188号31.1.9）

IT利用装備品等及びIT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通知）（装管調第807号令和3年1月21日）

デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン〔2026年（令和8年）6月12日デジタル社会推進会議幹事会決定〕

d) その他

J.T.O.00-5-17 航空自衛隊プログラム管理制度

航空自衛隊第3補給処官給品等取扱要領

2 役務に関する要求

2.1 プログラム改修

プログラム改修は，表1に基づき，次に示す事項を実施する。

a) 改修項目は，表1のとおりとし，細部は，表2による。

なお，馬毛島飛行場モデルデータについては，現行の飛行場管制訓練装置用プログラム上に存在する各模擬飛行場と同等の機能を確保する。

b) 改修を実施しない既存の機能に影響を及ぼしてはならない。

c) 開発環境は，契約の相手方が準備する。ただし，2.2 プログラムの試験による場合を除く。

2.2 プログラムの試験

品 名	飛行場管制訓練装置 プログラム維持
-----	-------------------

契約の相手方は、次に示すプログラムの試験を、品質計画書に基づき実施する。

- a) 単体試験
- b) プログラム結合試験
- c) プログラム総合試験 プログラム総合試験要領書に基づき実施する。ただし、附属書 A 表 A. 2－試験に関する審査の結果、表 3 に示す現地部隊において試験を実施する場合は、5.1.3 現地作業実施計画書による。

2.3 現地調査

契約の相手方は、2.1 の実施に当たり、馬毛島基地の現地調査を必要とする場合は、航空幕僚監部運用支援・情報部運用支援課部隊訓練第 2 班に申し出る。細部は、5.1.3 による。

2.4 プログラム改修関連作業

2.4.1 プログラム審査

契約の相手方は、附属書 A（プログラム審査実施要領）に基づきプログラム審査を受審する。

2.4.2 ドキュメントの作成

契約の相手方は、本役務においてドキュメントを作成する場合は、C&LPS-Y00009 の 5 及び J. T. O. 00-5-17 に基づき作成する。

なお、使用する情報処理用語は、JIS X 0001 に規定された用語を使用する。

2.5 製品の表示

製品の表示は、C&LPS-Y00007 の 2.4，C&LPS-Y00009 の 2 及び J. T. O. 00-5-17 による。

なお、細部仕様については、補給本部通信電子部通信電子第 2 課長（以下，“補本通電部通電 2 課長”という。）と調整し、指示を受ける。

2.6 臨時技術員の資格

臨時技術員の資格は、C&LPS-Y00010 の 2.2 による。

2.7 臨時技術員の改善

臨時技術員の改善は、C&LPS-Y00010 の 2.3 による。

2.8 品質管理

品質管理は、DSP Z 9008 によるほか、要求事項は DSP Z 9008 の表 1 の b による。ただし、JIS Q 9100 の 8.3 製品及びサービスの設計・開発は適用しない。

なお、JIS Q 9100 の 8.1 運用の計画及び管理を明確にするため、C&LPS-Y00009 の 6.1 a) に基づき品質計画書を作成し、第 3 補給処資材計画部長（以下，“3 補資計部長”という。）及び監督官の確認を受ける。

2.9 I T 利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応

契約の相手方は、役務の実施に当たり I T 利用装備品等及び I T 利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通知）に基づき、契約物品

品 名	飛行場管制訓練装置 プログラム維持
-----	-------------------

又は官給品等について、情報の漏えい若しくは破壊又は障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。）が潜在すると知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更を行わず、かつ、そのために必要な相応の管理を行う。

2.10 再委託

再委託は、**デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン**に基づき、次により実施する。

- a) 契約の相手方は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。
- b) 契約の相手方は、本業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合には、再委託先の事業者名、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の履行能力並びに報告徴収、個人情報の管理その他運営管理の方法（以下、“再委託先名等”という。）について記載した文書を提出し、分支担当官の承認を受けなければならない。
- c) 契約の相手方は、契約締結後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託先名等を明らかにした上で、分支担当官の承認を受けなければならない。
- d) 契約の相手方は、b)又はc)により再委託を行う場合には、契約の相手方が官側に対して負う義務を適切に履行するため、再委託先の事業者に対し**5.10**に掲げる事項について、必要な措置を講じさせるとともに、再委託先の事業者から必要な報告を聴取しなければならない。
- e) b)又はc)に基づき再委託先の事業者に業務を履行させる場合は、全て契約の相手方の責任において行い、再委託先の事業者の責に帰すべき事由については、契約の相手方の責に帰すべき事由とみなして契約の相手方が責任を負う。
- f) 契約の相手方は、本業務の契約の履行に当たり、第三者を従事させる必要がある場合は、情報システムの調達におけるサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項に基づき必要な手続きを実施する。

2.11 本役務の実施体制

契約の相手方は、本役務の実施に当たり、次の体制を確保する。

- a) 履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい契約を履行する業務に従事する個人（以下、“業務従事者”という。）を確保する。
- b) 業務従事者が、飛行場管制訓練装置に関してシステムの概要を理解し、システムを構成するソフトウェア及びハードウェアに関する十分な知識を有する。
- c) 業務従事者が、b)に掲げるもののほか、履行に必要な若しくは有用な、又は背景となる経験、知見、資格、語学（母語及び外国語能力）、文化的背景（国籍等）、業績等を有する。
- d) c)の業務従事者が、他の手持ち業務等との関係において履行に必要な業務所要に対応できる態勢にある。

品 名	飛行場管制訓練装置 プログラム維持
-----	-------------------

3 監督・検査

監督及び検査は、分支担官の定める監督・検査実施要領に基づき実施する。

4 出荷条件

納入品の包装及び包装の表示は、C&LPS-E00037によるほか、包装レベルは、商慣習による。ただし、開梱までの品質が保持できる範囲での簡易な包装とする。

5 その他の指示

5.1 提出書類

提出書類は、表 4 によるほか、次による。

5.1.1 プログラム総合試験要領書

契約の相手方は、2.2 c) プログラム総合試験について、附属書 A 表 A. 1－設計に関する審査の受審の後、プログラム総合試験要領書（判定基準を含む。）を作成する。

5.1.2 プログラム総合試験成績書

契約の相手方は、2.2 c) プログラム総合試験終了後、速やかにプログラム総合試験成績書を作成する。

5.1.3 現地作業実施計画書

契約の相手方は、臨時技術員が現地部隊で作業を実施する必要がある場合、作業の実施に先立ち、現地部隊と調整の上、次の事項を記載した現地作業実施計画書を作成し、現地部隊の監督官に確認を受ける。

- a) 作業内容
- b) 実施時期
- c) 実施部隊及び場所
- d) 運用に与える影響
- e) 現地部隊の支援を必要とする事項
- f) その他、必要な事項

5.1.4 臨時技術員届

臨時技術員届は、C&LPS-Y00010の3.1 による。

なお、役務の実施に当たり、臨時技術員に携行させる。

5.1.5 納入媒体諸元表

契約の相手方は、表 5 に示すプログラムの納入に先立ち、次の事項を記載した納入媒体諸元表を作成する。

- a) プログラムの名称
- b) プログラム識別番号
- c) 秘等区分
- d) 媒体の種類
- e) 媒体の単価

品 名	飛行場管制訓練装置 プログラム維持
-----	-------------------

f) 媒体の構成数

5.1.6 C P I N索引情報

契約の相手方は、C P I N索引情報をC&LPS-Y00009の6.7 に基づき作成する。

5.1.7 取扱説明書

契約の相手方は、プログラム改修に伴い取扱説明書の作成が必要な場合は、C&LPS-Y00007の4.1.2 に基づき実施する。

5.2 立入制限場所への立入り

立入制限場所への立入りは、C&LPS-Y00010の3.2 による。

5.3 現地部隊における支援

契約の相手方は、次の事項について現地部隊の支援を必要とする場合は、現地部隊の監督官と調整し、可能な範囲で支援を受ける。

- a) 現地部隊の保有する機器等の使用及び操作に関する事項
- b) 現地部隊の保有するデータ及び資料の閲覧に関する事項
- c) 基地への立入りに関する手続き及び立入制限場所への立入調整
- d) 役務の実施に必要な場所及び備品等の利用
- e) 現地部隊での電気、水、冷暖房設備（燃料を含む。）の利用
- f) 臨時技術員の待機場所
- g) その他、現地部隊の監督官が必要と認めた事項

5.4 リバースエンジニアリングの禁止

契約の相手方は、部隊等の器材に実装しているプログラムにリバースエンジニアリングの行為を実施しない。

5.5 納入品

契約の相手方は、表 5 に示すプログラム及び表 6 に示すプログラム・ドキュメントを納入する。

5.6 貸付品

契約の相手方は、必要に応じて表 7 に示すプログラムを航空自衛隊第 3 補給処官給品等取扱要領（以下，“官給品等取扱要領”という。）により貸付を受ける。

5.7 貸付文書

契約の相手方は、表 2 に示す貸付文書の貸付を必要とする場合は、第 3 補給処資材計画部資材計画課長と調整し、貸付を受ける。

5.8 図書の貸与

契約の相手方は、必要に応じてJ. T. O. 00-5-17 及び表 8 に示すプログラム・ドキュメントを官給品等取扱要領により貸与を受ける。

5.9 著作権等その他の権利

著作権等その他の権利は、C&LPS-Y00009の6.6 による。

品 名	飛行場管制訓練装置 プログラム維持
-----	-------------------

5.10 情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置

契約の相手方は、情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）に基づき、サプライチェーン・リスク対応を行う。

5.11 情報保全

契約の相手方は、この契約の履行に当たり知り得た保護すべき情報〔**装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）第2項第1号**に規定する情報という。〕その他の非公知の情報（以下，“保護すべき情報等”という。）の取扱いに当たっては、**装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）**における添付資料“**装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項**”及び別紙“**装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準**”に基づき（保護すべき情報に該当しない非公知の情報にあっては、これに準じて）、適切に管理する。この際、特に、保護すべき情報等の取扱いについては、次の履行体制を確保し、これを変更した場合には、遅滞なく契約担当官に通知する。

- a) 契約を履行する一環として契約の相手方が収集、整理、作成等した保護すべき情報〔**装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）第5項第4号**の規定に基づく解除をしようとする場合に、**同号**に規定する確認を行うまでは保護すべき情報として取り扱う。〕として取り扱われることを保障する履行体制
- b) 契約担当官の同意を得て指定した取扱い者以外の者に取り扱わせないことを保障する履行体制
- c) 契約担当官が書面により個別に許可した場合を除き、契約の相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約の相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の契約の相手方以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保障する履行体制

5.12 物品の取扱い

契約の相手方は、契約に基づき受領した貸付品の取扱いを**官給品等取扱要領**に定めるところにより実施する。

表 1－改修項目

番号	項目名
1	模擬飛行場（馬毛島飛行場）の追加
2	風向風速計の表示内容等変更

表 2－貸付文書

番号	文書名等	貸付場所	秘等区分
1	役務の取得について（通知）（空幕整第 3 7 7 号令和 8 年 6 月 2 6 日）	第 3 補給処 （入間基地）	—

表 3－現地部隊

番号	部隊名（基地名）
1	入間管制隊（入間基地）
2	航空保安管制群（府中基地）
3	馬毛島先遣隊（馬毛島基地）

表 4－提出書類

番号	名 称	提出時期	提出先	提出媒体	仕様書 項番
				部数	
1	品質計画書	契約後，原則として 1 ヶ月以内に	監督官	電子データ	2. 8
				1	
			3 補資計部長	電子データ	
				1	
			分支担当官	電子データ	
				1	
2	プログラム審査受審計画書	契約後，原則として 1 ヶ月以内に	主任審査官	電子データ	附属書 A A. 5 a)
				1	
3	プログラム総合試験要領書	プログラム審査終了後，2 週間以内に	主任審査官	電子データ	5. 1. 1
				1	
4	プログラム総合試験成績書	プログラム総合試験結果審査後，2 週間以内に	主任審査官	電子データ	5. 1. 2
				1	
5	現地作業実施計画書 ^{a)}	現地作業実施前までに	分支担当官	電子データ	5. 1. 3
				1	
			現地作業実施部隊	電子データ	
				1	
6	臨時技術員届 ^{a) b)}		分支担当官	電子データ	5. 1. 4
				1	
7	納入媒体諸元表	納入の 40 日前までに	第 3 補給処 資材計画部 資材計画課長	電子データ	5. 1. 5
				1	
8	C P I N 索引情報	納期までに	補本通電部 通電 2 課長	電子データ	5. 1. 6
				1	
9	取扱説明書 ^{a)}	C&LPS-Y00007 の 4. 1. 2 による。			5. 1. 7
10	プログラムに関する著作権譲渡証明書	納期までに	分支担当官	電子データ	5. 9
				1	
11	ドキュメントに関する著作権譲渡証明書			電子データ	5. 9
				1	
12	プログラムに関する著作権者人格権不行使証書			電子データ	5. 9
				1	
13	ドキュメントに関する著作権者人格権不行使証書			電子データ	5. 9
				1	

注記 1 印刷用紙の寸法は，JIS P 0138 の A 4 とする。

注記 2 電子データは，電子メール可とし，電子媒体で提出する際の媒体の規格は，JIS X 6249 又は JIS X 6282 とする。

注記 3 電子データのファイル形式は，PDF 形式（番号 8 を除く。）とする。

注 ^{a)} 作成の必要がなかった場合，提出は不要とする。

注 ^{b)} 現地作業実施計画書と併せて提出する。

表 5－納入品（プログラム）

番号	名 称	プログラム 識別番号 (物品識別番号)	秘 等 区 分	媒 体	納入先及び数量																	
					府中	千歳	三沢	松島	百里	入間	静浜	浜松	小牧	岐阜	小松	美保	防府北	築城	芦屋	新田原	春日	第3補給処
					航空保安管制群	千歳管制隊	三沢管制隊	松島管制隊	百里管制隊	入間管制隊	静浜管制隊	浜松管制隊	小牧管制隊	岐阜管制隊	小松管制隊	美保管制隊	防府管制隊	築城管制隊	芦屋管制隊	新田原管制隊	馬毛島先遣隊	
1	飛行場管制訓練装置用プログラム ソース・プログラム	M FSWT3 F100 S 20 (PNMFSWT3F100S20)	—	DVD-R	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	
2	飛行場管制訓練装置用プログラム オブジェクト・プログラム	M FSWT3 F100 P 20 (PNMFSWT3F100P20)	—	DVD-R	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	
注記 1 プログラム識別番号（物品識別番号）の適用年月日は、納期とする。																						
注記 2 媒体の規格は、JIS X 6249とする。																						

注記 1 プログラム識別番号（物品識別番号）の適用年月日は、納期とする。

注記 2 媒体の規格は、JIS X 6249とする。

表 6－納入品（プログラム・ドキュメント）

番号	名 称	プログラム 識別番号 (版型式)	秘 等 区 分	媒体	納入先及び数量																			第4補給処 木更津支処	
					市ヶ谷	府中	千歳	三沢	松島	百里	入間		十条	静浜	浜松	小牧	岐阜	小松	美保	防府北	築城	芦屋	新田原		春日
											航空幕僚監部 運用支援・情報部 運用支援課	第3補給処 a)													
1	飛行場管制訓練装置 プログラム基本設計書	M FSWT3 F100 B (改訂2)	—	CD-R	1	1	—	—	—	—	2	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	
2	飛行場管制訓練装置 操作手順書	M FSWT3 F100 M (改訂2)	—	CD-R	1	1	1	1	1	1	2	—	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	

注記1 プログラム識別番号（物品識別番号）の適用年月日は、納期とする。

注記2 媒体の規格は、JIS X 6282とする。

注^{a)} 納入品は、第3補給処（整備部品質管理課図書班）に送付する。

表 7－貸付品（プログラム）

番号	名 称	プログラム識別番号 (物品識別番号)	数量 単位	秘等 区分
1	飛行場管制訓練装置用プログラム ソース・プログラム	M FSWT3 F100 S 10 (PNMFSWT3F100S10)	1EA	－
2	飛行場管制訓練装置用プログラム オブジェクト・プログラム	M FSWT3 F100 P 10 (PNMFSWT3F100P10)	1EA	－
注記 貸付時の最新バージョンとし、貸付後にバージョン等番号が変更された場合は、変更された最新バージョンを貸付ける。				

表 8－貸付品（プログラム・ドキュメント）

番号	名 称	プログラム識別番号	数量	秘等 区分
1	飛行場管制訓練装置 プログラム基本設計書	M FSWT3 F100 B	1	－
2	飛行場管制訓練装置 操作手順書	M FSWT3 F100 M	1	－
注記 貸付時の最新版とし、貸付後に変更があった場合は、変更された最新版を貸付ける。				

附属書 A
(規定)
プログラム審査実施要領

A.1 序文

この附属書は、プログラム審査実施要領について規定する。

A.2 目的

契約の相手方が実施した試験結果の妥当性について審査し、仕様の細部を確定する。

A.3 プログラム審査官の構成

プログラム審査官の構成は、次による。

- a) プログラム審査官は、主任審査官及び審査官をもって構成する。
- b) 主任審査官は、補給本部通信電子部長とする。
- c) 審査官は、主任審査官から指名又は依頼された者とし、主任審査官依頼通知に基づき、依頼先部隊等の長から指名された者とする。

A.4 プログラム審査項目

プログラム審査項目は、表 A. 1 及び表 A. 2 による。

表 A. 1－設計に関する審査

実施場所	審査方式	審査資料	部数
十条基地	会議による審査	プログラム基本設計書（案）	6

表 A. 2－試験に関する審査（単体試験及びプログラム結合試験を除く。）

実施場所	審査方式	審査資料	部数
十条基地	会議による審査	プログラム総合試験要領書(案)	6
十条基地	書類による審査	プログラム総合試験成績書	1

A.5 審査に伴う手続き

審査に伴う手続きは、次による。

- a) 契約の相手方は、プログラム審査について主任審査官と調整し、日程及び実施場所を記載したプログラム審査受審計画書を主任審査官に提出する。
- b) 契約の相手方は、プログラム審査実施に先立ち、審査項目に対応する審査資料を主任審査官と調整の上、プログラム審査官に配布する。

A.6 審査の実施

契約の相手方は、プログラム審査受審計画書に基づき、プログラム審査を受審する。

A.7 審査結果の連絡

主任審査官から、契約の相手方に連絡する。

A.8 指摘事項の処置

契約の相手方は、指摘事項に関し所要の処置をとり、主任審査官の確認を受ける。

情報セキュリティ指定書	発 簡 番 号	M26K-021ADK7E-NP5-0001		
	調達要求番号	DP2351 20260925 8001		
	調達要求年月日	令和 8 年 9 月 2 5 日		
	作 成 部 課	第 3 補給処資材計画部資材計画課		
	作 成 年 月	令和 8 年 9 月 2 5 日		
品 名	飛行場管制訓練装置 プログラム維持			
仕 様 書 番 号	3 補 L P S - X P 6 9 0 2 6 - 1			
1 保護すべき情報の管理				
契約の相手方は、この契約の履行に当たり知り得た保護すべき情報の取扱いに当たっては、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について(防装庁(事)第 1 3 7 号。令和 4 年 3 月 3 1 日)別添の装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項の規定に基づき、適切に管理するものとする。				
2 保護すべき情報として指定された情報				
保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項	備考	
馬毛島基地の図面	工事図面	役務履行中において、官から提供された保護すべき情報や性能が類推できるものについては、保護すべき情報としての取り扱いが必要	—	
	設計図書		—	
現地調査で知り得た馬毛島基地の景観、施設、装備品の諸元	名称		—	
	機能		—	
	性能		—	
	規模		—	
3 特記事項				
なし				
以下余白				